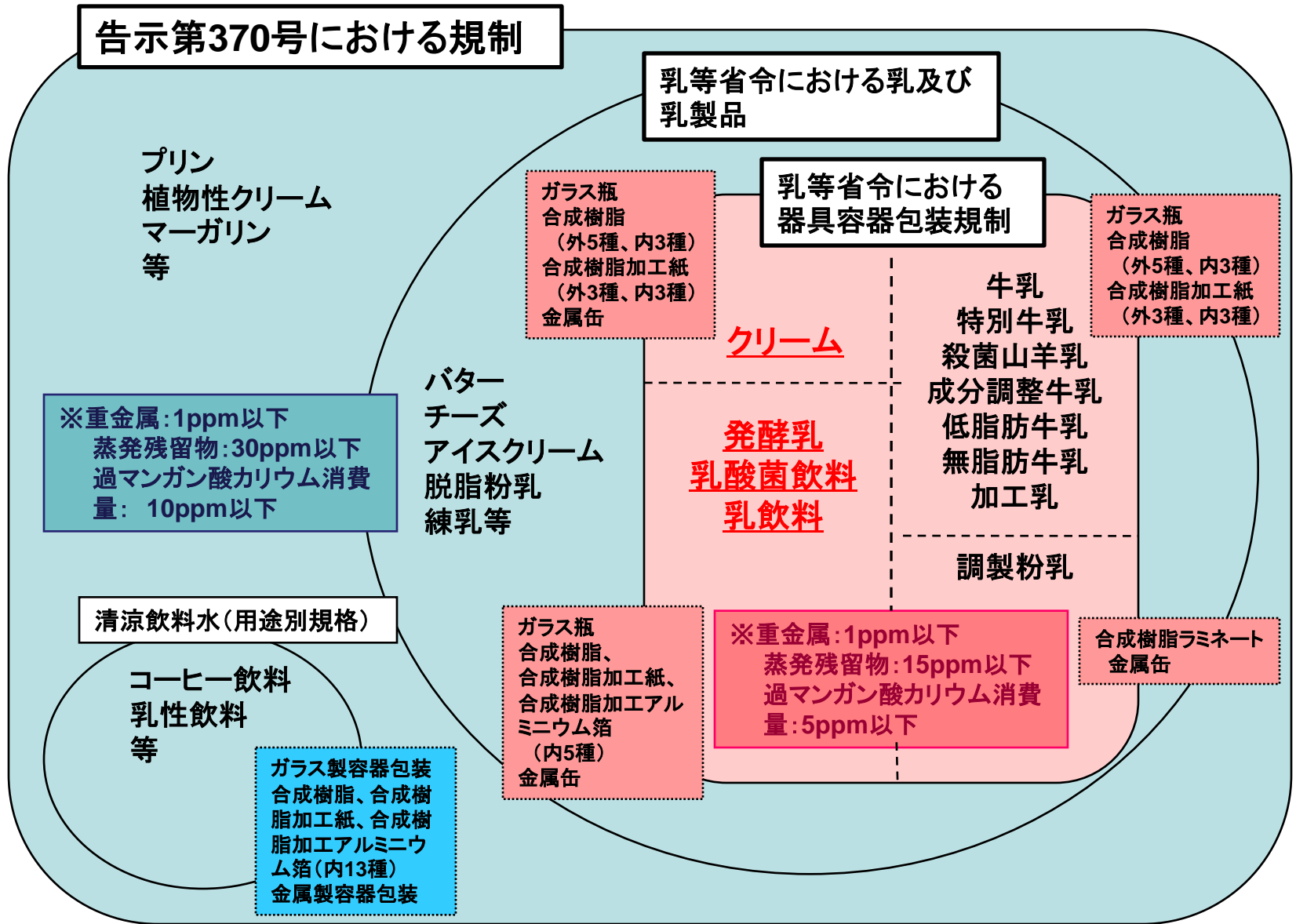


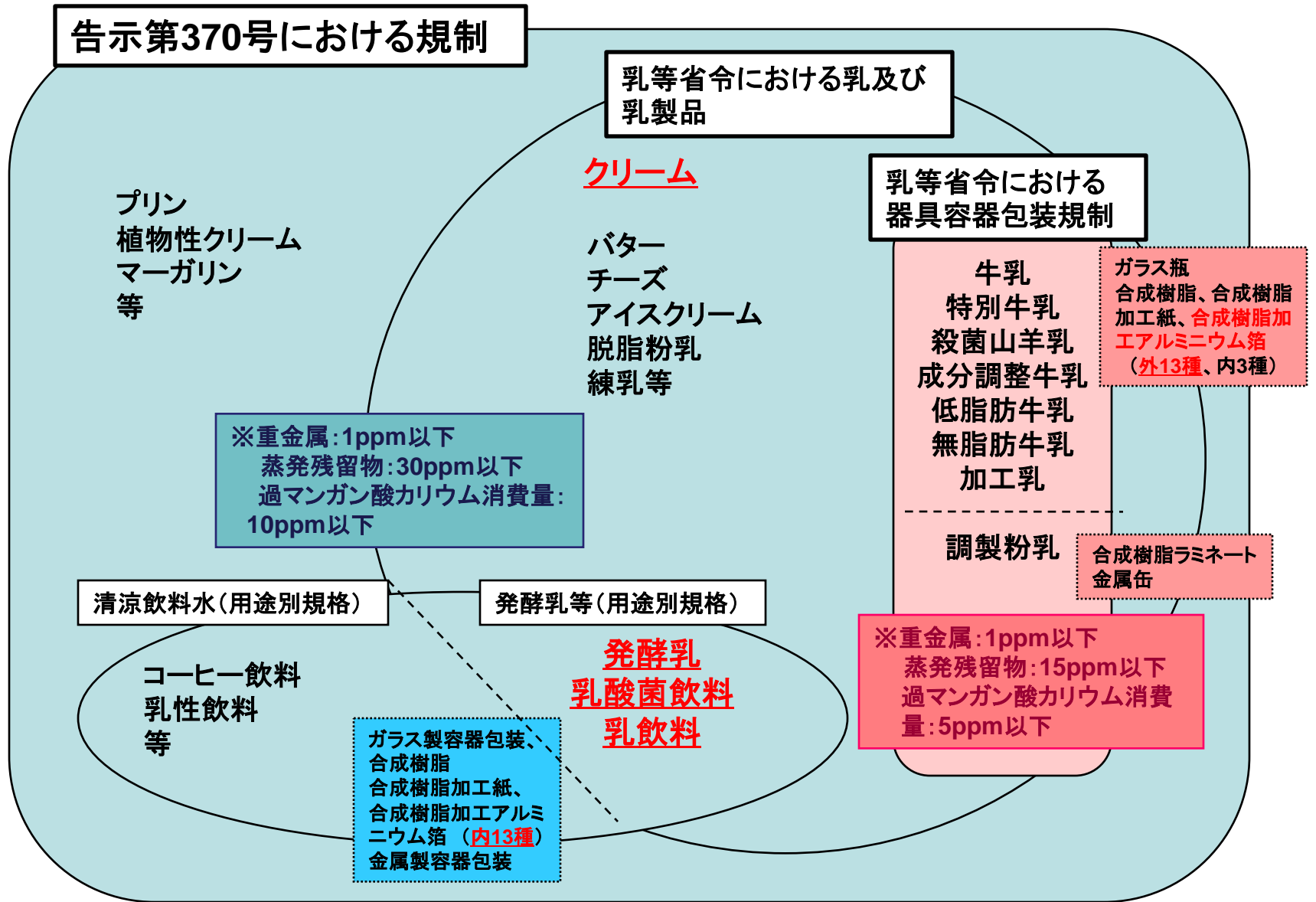
乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の  
規格基準の見直しについて

# 乳、乳製品及びその類似食品の器具容器包装規格基準の関係(現状)



※規格値は代表例を例示

# 乳、乳製品及びその類似食品の器具容器包装規格基準の関係(改正後)(案)



※規格値は代表例を例示

厚生省告示第370号

<4つの材質別規格>

器具若しくは容器包装又はこれらの原材料

規格の定められた器具又は容器包装	規格
①ガラス製	溶出試験
	カドミウム、鉛
陶磁器製又はホウロウ引き	

②合成樹脂製		材質試験	溶出試験
一般規格(全合成樹脂) 個別規格(各ポリマーを主成分とする合成樹脂別に設定)	ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂(フェノール、メラミン、ユリア樹脂以外)	カドミウム、鉛	重金属、KMnO <sub>4</sub> 消費量
	フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂		蒸発残留物、ホルムアルデヒド、フェノール、(KMnO <sub>4</sub> 消費量除く)
	ポリ塩化ビニル(PVC)	ジブチルスズ化合物、クレゾールリン酸エステル、塩化ビニル	蒸発残留物
	ポリエチレン(PE)及びポリプロピレン(PP)		蒸発残留物
	ポリスチレン(PS)	揮発性物質	蒸発残留物
	ポリ塩化ビニリテン(PVDC)	バリウム、塩化ビニリテン	蒸発残留物
	ポリエチレンテレフタレート(PET)		蒸発残留物、アンチモン、ゲルマニウム
	ポリメタクリル酸メチル(PMMA)		蒸発残留物、メタクリル酸メチル
	ナイロン(PA)		蒸発残留物、カプロラクタム
	ポリメチルペンテン(PMP)		蒸発残留物
	ポリカーボネート(PC)	ビスフェノール A、アミン類、ジフェニルカーボネート	蒸発残留物、ビスフェノール A
	ポリビニルアルコール(PVA)		蒸発残留物
	ポリ乳酸(PLA)		蒸発残留物、総乳酸

③金属缶(乾燥した食品(油脂及び脂肪性食品を除く)を内容物とするものを除く)	溶出試験
	ヒ素、カドミウム、鉛
食品に直接接触する部分が合成樹脂塗装のもの	フェノール、ホルムアルデヒド、蒸発残留物、エピクロロヒドリン、塩化ビニル

④ゴム製(ゴム製ほ乳器具は別基準値)	材質試験	溶出試験
	カドミウム、鉛、2-メルカプトイミダゾリン(塩素系ゴムのみ)	フェノール、ホルムアルデヒド、亜鉛、重金属、蒸発残留物

<5つの用途別規格>※

①清涼飲料水の容器包装

使用できる容器包装を規定	強度等試験
ガラス製容器包装 回収して繰り返し使用するものにあつては透明であること。	(紙のふたのものは除く)耐持続耐圧試験、耐持続減圧試験、漏水試験

合成樹脂製容器包装、 合成樹脂加工紙製容器包装、 合成樹脂加工アルミ箔製包装	落下試験 封かん試験、耐圧縮試験 耐持続耐圧試験、耐持続減圧試験、漏水試験 ピンホール試験
組合わせ容器包装 金属、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミ箔包装打ち2つ以上を用いるもの。	落下試験 封かん試験 耐持続減圧試験、漏水試験 ピンホール試験
金属製容器包装 容器包装の開口部分に密封のために金属以外の材料を用いたものを含む。	耐圧試験、耐減圧試験 ピンホール試験(非金属材料) 破裂強度試験(非金属材料) 突き刺し強度試験(非金属材料)

※他、②容器包装詰加圧加熱滅菌の容器包装、③氷菓の製造等に使用する器具、④食品の自動販売機及びこれによって食品を販売する容器、⑤コップ販売式自動販売機等の清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装。

# 乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準の改正ポイント(案)

## (乳等省令及び告示第 370 号の改正)

### 1. 乳製品の容器包装等の規格基準の告示第 370 号への移行

- ① 発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装及びこれらの原材料について、告示第 370 号を適用することとし、清涼飲料水に関する規格基準に準じて用途別規格を新たに設ける。(殺菌されている乳酸菌飲料を販売するコップ販売式自動販売機は告示第 370 号に既存のコップ販売式自動販売機に移行する)(資料2-1)
- ② クリームの容器包装及びこれらの原材料について、告示第 370 号を適用することとし、油脂又は脂肪性食品に使用する容器包装及びこれらの原材料と同様の取扱いとする。(資料2-2)

### 2. 乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂等の追加(資料3)

- ① 内容物に直接接触する部分以外に使用する合成樹脂として告示第 370 号の個別規格に適合する合成樹脂を使用できるものとする。
- ② 合成樹脂加工アルミ箔容器包装を追加する。

### 3. 調製粉乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂の見直し(資料3)

- ① 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に使用する添加剤の取扱いを乳の容器包装と整合する。
- ② 金属缶又は組合せ容器包装の開口部の密封に使用するもののうち、内容物に直接接触する部分以外に使用する合成樹脂の取扱いについて材質の制限を行わないこととする。

### 4. 乳等省令における試験規格の整備(資料4)

- ① 精度の高い又は有害試薬等を用いない試験方法の採用。
- ② 試験法や試薬・試液等について、新たに項を設けてまとめて記述する。さらに可能なものは告示第 370 号を引用することとする。